

(2) 監事による監査報告

平成 27 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項、同条第 9 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 27 事業年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

I. 監査の方法及びその内容

1. 監査は、「機構 監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構 監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「平成 27 事業年度監査計画」（以下、「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、平成 28 年 4 月 1 日（金）～6 月 22 日（水）の間に実施しました。
2. 実地監査に当たっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施しました。監査は、主として実地監査を行いました。が、関東甲信越支部を除く支部に関しては、提出書類による書面監査を行いました。
3. 監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、監査室、政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に参加し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。
4. 役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
5. 監査の重点項目としては、中期計画及び年度計画を踏まえた平成 27 年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかを留意しつつ監査を実施しました。

6. 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行いました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II. 監査の結果

1. 中期計画・年度計画の実施状況

平成 27 事業年度（以下「平成」を省略する。）における機構の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められます。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

27 年度は、機構として第 3 期中期目標期間の 2 年度目を迎えたところですが、初年度に当たる 26 事業年度の評価結果は、中期目標達成に向けた 27 事業年度の業務運営にも大きな影響を及ぼすことから、まず、26 事業年度の評価結果について記載した上で、27 事業年度の業務運営について記載します。

第 3 期中期目標期間の初年度に当たる 26 年度における業務の実績に関して、27 年度から改正通則法が施行された新制度のもとで、文部科学大臣の評価を受けました。結果については、項目別評価（細目評価）の一部について改善事項等の指摘があったものの、法人全体に対する評定については、「26 年度の機構の業務実績は、法人全体として中期計画における初期の目標を達成していると認められる。」として B 評価（目標達成率 100%以上 120%未満）の判定を得（27 年 8 月 26 日）、その後の総務省独立行政法人評価制度委員会における審議結果においても、機構に対する意見・指摘事項はありませんでした。（27 年 11 月 17 日）

第 3 期中期目標期間の初年度となる 26 事業年度における業務目標が概ね達成できたと認められたことは、機構にとって第 3 期中期計画・年度計画の目標達成に向けた第一歩ともなり高く評価します。

(1) 奨学金貸与事業

27年度の奨学生新規採用状況は437,409名であり、継続者と合わせて1,323,688名の学生に総額1,063,797,773,500円の奨学金を貸与しています。当事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、当事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた返還金の回収促進を図ることが求められています。外部有識者で構成する「債権管理・回収等検証委員会」において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行うとともに、今後の更なる返還促進に向けた施策提言をとりまとめています。27年度は同委員会を4回開催し、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図っています。

回収の取組について、今中期目標期間中の当年度分の回収率を中期目標期間中に96%とすることが求められています。機構としては、返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的措置、返還期限猶予制度の周知等により確実な回収に努めた結果、当年度分回収率については96.7%となり、年度計画値95.88%を大きく上回ったことは評価します。

また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合については、前中期目標期間最終年度における割合と比較し、中期目標期間中に20%以上改善することが求められています。SMSによる口座加入の督促や、学校と連携して実施した新規返還者への働きかけ等により、新たな3ヶ月以上の延滞の抑制に努めた結果、25年度末における割合と比較して12.27%削減となり、年度計画値10.40%を上回りました。高い目標値と思われませんが引続き一層の努力を望みます。

そして、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にすることが求められています。総回収率は85.9%となり、年度計画値82.87%を大きく上回りました。機構における回収の取組は高く評価します。

返還が困難な者に対しては、返還者の状況を考慮し、減額返還制度（27年度18,464件）及び返還期限猶予制度（27年度一般猶予148,090件）の適切な運用がされており、学校説明会やDVD、ホームページ等で周知に努めていることが認められます。また、優れた業績を挙げた大学院生に対する返還免除制度（27年度9,188件）に関しましては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て適切に運用されています。

なお、返還相談体制の抜本的強化策として、21年から設置された「奨学金返還相談センター（コールセンター）」は、返還者への機構に対する満足度を高めるとともに、円滑な返還金回収業務を支える体制の一助として機能したことを評価します。

現在、新たな所得連動返還型奨学金制度の創設が、文部科学省に置かれた有識者会議において検討されています。(28年3月31日に第一次まとめ公表) 機構としては、有識者会議にオブザーバーとして出席するとともに、制度導入による回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析を実施し、それを踏まえた検討を行っています。併せて、IT戦略委員会及びマイナンバー・新所得連動対応に関するIT化小委員会を中心に、29年4月からの導入に向けたハード・ソフト面での準備が進められていることを確認しました。しかしながら、有識者会議の最終報告が28年夏頃の予定で進められており、制度の決定から導入までの期間が短いことから、従前の制度との違いなどについて、奨学生(候補者)や保護者、あるいは高等学校等の教職員をはじめ、学校等への告知は、周到的準備のうえ実施されますようお願いいたします。

予約採用(大学等進学前の申し込み)者は、第一種・第二種を合わせて27年度73.9%であり、28年度には80%が見込まれます。大学等進学前の高校3年生に対し、奨学金制度や諸手続きに関する理解の増進及び返還意識の涵養を図ることが何より重要との認識のもと、機構としては、各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣や資料配布の実施、予約採用者用DVDを各高等学校等に配布するとともにホームページに掲載、高等学校等の教職員向け月刊誌等への記事掲載をするなど、様々な努力が確認できます。今後、高校等との連携についてはますます重要であり、文部科学省や都道府県教育委員会等とも連携した新たな取組等について、検討が必要と思量します。

(2) 留学生支援事業

「日本再興戦略」(25年6月14日閣議決定)において、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人に倍増させる、優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)に向け、学生の双方向交流を一層活発化していくため、留学生の受入れ及び派遣における様々な支援事業の実施が機構に求められています。

ア. 外国人留学生に対する支援

日本留学試験の中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることを求められています。留学生事業部では、国内の日本語教育機関に在籍する外国人留学生等を対象とした「進学説明会」等の実施、海外においては12ヶ国・地域 19都市で開催した「日本留学フェア」の実施、そして、ホームページ及びSNSによる留学情報提供や海外事務所における情報発信の取組等、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施しています。結果、日本留学試験の年間応募者数が国内外合わせて44,163名となり、前年度実績及び年度計

画値を上回ったことは高く評価します。

外国人留学生に対する学資金の支給については、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度により、27年度は91ヶ国・地域から8,503名の採用をしています。他方、「留学生30万人計画」の実現に向けて、28年度より本制度を「留学生受入れ促進プログラム」へと改編し、大学等における渡日前予約採用の状況や大学等の取組状況に応じた重点配分の実施等へ見直す旨を大学等に周知しています。

国費外国人留学生制度については、昭和29年度創設以来、今日まで世界約160ヶ国・地域から合計約102,000名を超える留学生を受入れてきました。27年度給与（奨学金）等支給状況は、10,072名であり、26年度に比し491名増となり評価します。また、国費外国人留学生の選考にあたっては、申請書類の受付・確認・資料作成及び選考委員会の開催等の審査事務を、文部科学省と分担し行っていることを確認しました。

海外留学支援制度（協定受入）は、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受入れた場合、当該留学生に対し、奨学金（月額80,000円）を支給する制度です。27年度採用者数は8,672名であり、昨年度に比して945名増となったことは評価します。

イ. 日本人留学生に対する学資金の支給

我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流協定等に基づき、在籍学生を派遣する際に、奨学金（月額60,000円～100,000円）を支給する海外留学支援制度「協定派遣」の27年度採用実績は、280校、1,311プログラム、17,345名であることを確認しました。また、大学院の学位取得のため諸外国の大学等へ派遣した学生に、奨学金（月額89,000円～148,000円）及び授業料を支給する「大学院学位取得型」にて76名を採用しています。そして、「協定派遣」あるいは「大学院学位取得型」の採用者が機構の貸与奨学金を希望する場合、第一種奨学生に限り応募ができる制度もあり、また、第二種奨学金においては「海外」あるいは「短期留学」の制度もあり、入学時特別増額貸与奨学金を併せての利用も可能とするなど、海外留学のための様々な支援に取り組んでいることは高く評価します。但し、学生の借り過ぎには特段の注意をお願いします。

27年度で創設2年目となる「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」において、2020年までに海外へ派遣する学生を10,000名、そして民間からの寄附による留学資金200億円を目標に、機構と文部科学省が核となり、民間企業と大学とが連携した体制により事業を推進していくことが機構に求められています。

大学生基本4コースの応募者数は、第1期 1,700名、第2期 784名であり、第3期は地域人材コースを入れて 1,290名、第4期は 1,415名となり、累計では 5,189名となっています。このことは、各地で開催する説明会の実施、海外留学フェア等での告知、そして、派遣留学生による体験発信活動等の取組によるものと評価します。高校生コースでは、第1期 514名、第2期 2,058名と応募者数が急増しています。特に女子が 69.8%を占め、そのうち2週間～3ヶ月の「アカデミック（テイクオフ+ショート）分野」に限れば 71%となり、女子高校生の語学学習等の意欲の高さが認められます。高校時の留学経験者は、大学進学後も再度留学する学生が多いことから、高校生コースへの応募者増に向けた取組が肝要と思料します。

一方、寄附受入れの状況について、支援決定企業数の推移をみると、制度発足直後の26年4月には44社、その後、関係各位の努力により27年3月には141社となり順調な滑り出しでしたが、同年9月166社、28年3月には184社とやや減速が見られます。今後の事業継続のために寄附金受入れ拡大の方策の検討・実践が喫緊の課題と思料します。

本制度で支援を受けた派遣留学生のうち、本年4月時点で500名超が帰国しており、うち100名超が社会人となり、3割強が支援企業に入社しています。「第1回留学成果報告会」（27年11月）や「グローバル人材育成コミュニティ協議会」（28年3月）にて、支援企業・団体の方々に、海外での経験を経た派遣留学生による成果報告会の取組は、支援企業等の理解も得られ、今後の支援にも繋がることを期待します。

この事業は、寄附金の募集、学生募集、奨学金等の支給、学生・生徒の選考、事前・事後研修、留学中のサポート、そして派遣留学生のネットワークの構築等多岐にわたる業務を、機構職員と文部科学省とが核となり民間企業とが連携した体制にて実施されています。他方、38名の常駐職員中、毎年15名超の入替えもあることから、人員確保や育成、管理等に時間が割かれることが毎年繰り返されてもいます。これからの効率的な事業運営について、より一層の検討が必要と思料します。

ウ. 日本語教育センター（以下、「センター」という。）

東京・大阪両センターの实地監査を隔年で実施しており、今年は東京において行い、大阪はテレビ会議システムにて実施しました。両センターは、27年度も‘連携強化’を重点にしており、カリキュラムの見直しやアラビア系学生に配慮した教材開発を行い、学則改正をする等協力し合い、留学生及び派遣国の多様なニーズに応じた肌理細かい教育の実践が認められます。進学状況は、東京 99.4%、大阪 98.4%と進学率が高く、センターの質の高い教育内容の結果と評価します。また、修了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値 80%を大きく上回っており評価します。他方、国費留学生・外国政府派遣留学生の受入につい

ては、関係大使館等と緊密な連絡を取るなど積極的な受入れの努力をしていることが認められますが、なかなか目標達成までには届かない状況であることから、より一層の努力を望みます。

高等教育機関に進学を希望する留学生を対象とした日本語予備教育を行う文部科学大臣指定の準備教育機関であるセンターは、機構において人材育成を直接行っている唯一の機関であることから、今後も日本語教育のモデルとなる、より質の高い教育の実施を望みます。

(3) 学生生活支援事業

学生生活支援事業については、「第3次障害者基本計画」(25年9月17日閣議決定)や「日本再興戦略改訂2015」(27年6月30日閣議決定)等も踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することが求められています。

「学生生活調査」については、新たに大学生等の経済状況と学習状況のクロス集計を行い、また学校種を拡大して専門家の協力を得て分析し情報提供を行っていることが認められます。更に、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」については、高等教育機関の参考となるよう、調査内容を充実させるとともに、先進的な取組を把握するため実地調査も行っています。そして、それらの調査結果を踏まえ、各大学等で生じているリスク対応関係での喫緊課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナー「SNSの利用に伴うトラブル防止について」(380名参加 満足度97.4%)を実施しています。これら学生生活に係る情報収集やその分析、提供等の取組は評価します。

「全国キャリア・就職ガイダンス」(1,002名参加 満足度90.8%)において、先進事例の紹介や国、地方公共団体、大学等、企業の関係者による情報交換会等の実施、そして、「キャリア教育・就職支援ワークショップ」(2回開催 満足度98%超)において、大学等の教職員の知見と実践力の向上を図ったことは評価します。インターンシップ・キャリア教育については、大学等の取組に格差が見られること、中長期インターンシップの取組が少ないなどの課題を踏まえ、26年度に引き続き、文部科学省補助事業「インターンシップ等を通じた教育強化」の全国的なインターンシップ等推進組織事業を実施したことが認められます。そして、インターンシップ受入企業等情報提供システムの運用を行うとともに、成果報告会を実施するなど、キャリア・就職支援事業の着実な実施が認められます。また、インターンシップ等実務者研修会等を5回開催し、満足度はいずれも90%以上であり、研修会の概要・成果を機構ホームページに掲載するとともに、冊子にまとめ全ての大学等に配布したことは評価します。

28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、大

学においても、障害者への差別的取扱いの禁止（法的義務）及び合理的配慮の不提供の禁止（国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務）等について規定されました。26年度の大学・短大・高等専門学校における障害学生数は14,127名と、5年前（21年度）の7,103名に比し約2倍になっており、国としても取り組むべき喫緊な重要課題となっています。機構としては、体制整備支援セミナーを4回、専門テーマ別セミナーを2回開催しました。また、発達障害のある学生の修学支援をテーマとするワークショップ、実務者育成研修会、メンタルヘルス問題への対応のための「心の問題と成長支援ワークショップ」を開催し、いずれも90%を超える高い満足度であり評価します。「教職員のための障害学生修学支援ガイド（改訂版）」の発刊、「支援・配慮事例」をホームページに掲載、障害学生修学支援ネットワークを通じた相談等の取組を実施するなど肌理の細かい取組等を実施していることが認められ評価します。

2. 内部統制システムの整備及び運用について

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。

具体的な状況は以下のとおりです。

(1) 内部統制全般の状況について

通則法の改正を受け、26年度末には「業務方法書」の記載内容について、内部統制が有効に機能しているかどうかの判断基準となる、『統制環境』、『リスクの評価と対応』、『統制活動』、『情報と伝達』、『モニタリング』、そして『ICTへの対応』という内部統制の6つの基本要素を中心に大幅に見直しました。そして、27年度に「経営基本理念・経営方針」を定め、「内部統制基本方針」を制定するなど、業務の適正を確保するための体制等の整備のため、法人全体での取組がなされ、内部統制システムの整備が図られたことを高く評価します。

(2) 理事長による意思決定・伝達の状況

理事長は、理事会のほか、役員及び各部等の長を構成員とする機構の内部統制委員会である経営管理会議を原則月2回、27年度は22回開催しました。経営管理会議は、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組について、検討及び審議等を行っており、理事長はそれぞれの事案に改善策等の指示など指揮監督に努め、内部統制システム整備の推進役としての役割を十分に果たされていたことを認めます。

そして、経営管理会議やリスク管理委員会をはじめとする重要な会議等において、あるいは、新規採用職員研修会や全国支部長会議、管理職研修等の機を捉え、理事長は自らの経験及び知見を踏まえ、機構の使命や奨学金貸与事業における金融業務、

広報の重要性等々について率先した指導等を行うなど役職員の意識改革への積極的な取組が認められます。

(3) リスク管理体制の構築・運用状況

27年4月に理事長率先のもと、役職員幹部一同による第1回リスク管理委員会が開催され、リスク管理規程に則り機構全部署におけるリスク管理のPDCAサイクルの実施方について決定をみました。その後、「組織・事業全般におけるリスク管理」と「金融業務（奨学金貸与事業）におけるリスク管理」に分け、業務フロー図の作成、内在するリスクの洗い出し・評価等の取組が認められます。リスク管理委員会は計6回開催され、当初の目標であった28年3月末に優先対応リスクに関する「リスク対応計画」の策定、具体的な取組に係る検討、実施状況の確認と報告が行われたことは、リスク管理の面においても、内部統制整備の観点からも高く評価します。引き続き、全部署において「リスク対応計画」の着実な実施により、機構のリスク管理体制が有効に機能することを期待します。

(4) 個人情報保護について

機構は、個人情報保護規程を定め、個人情報等の適切な管理のため、個人情報保護管理者のもと各担当者を決め、全機構構成員による個人情報保護体制を敷いています。そして、個人情報保護研修を全役職員対象、個人情報保護管理者及び同担当者対象、あるいは階層別等にて実施していることを確認しました。

また、郵便物誤発送等による保有個人情報の漏えい事案が発生した場合には、直ちに上位者に報告され、再発防止策の策定を取りまとめ、組織横断的な事象の共有の取組をするなど再発防止に向けて職場ミーティング等の取組が認められます。機構においては、今後も職員一人ひとりの個人情報保護に対する意識のさらなる向上を図るとともに、より効果的な再発防止策を策定・実施し、保有個人情報の保護体制強化のため、引き続きこれらの取組に留意願います。

(5) 内部監査の実施状況

監査室において、27年度内部監査実施計画に基づき、業務監査が5テーマ行われたほか、臨時監査が2テーマ行われました。また、その他会計監査、自己査定監査、法人文書の管理状況の監査、保有個人情報等の管理状況の監査が実施されました。監査結果等については、理事長への報告がされるとともに経営管理会議に報告され、必要に応じて課題等の報告、フォローアップを実施するなど、監査の実効性向上に向けた取組が着実に進められていることが認められます。

(6) 情報システムの状況

情報部においては、奨学金貸与・返還・国費外国人留学生への給与（奨学金）給付等の複雑なシステムの改修・調達案件、あるいはアップロードデータによる更新依頼業務等を着実に実施されたことが認められます。特に、新たな改修等の進捗状況については、理事長召集のIT戦略委員会において四半期ごとに報告され、業務の効率化に資するIT化を着実に推進していることを確認しました。

昨年の全国銀行個人信用情報センターに提供した奨学金返還に係る情報の一部に誤りがあった事案は、事案発覚後直ちに理事長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、関係部署による情報収集・分析・対策方について検討し、対応策の実施を確認しました。また、報道発表による国民への説明・お詫び、誤登録情報の訂正、再発防止策の指示など事案発生後の速やかな事後措置は、理事長のリーダーシップのもと適切な手順にて実施されたことを確認しました。今後、マイナンバー・新たな所得連動返還型奨学金制度の対応等が控えている機構においては、情報部門と奨学事業部門等関係部門との一層の連携を図るとともに、情報システム開発における品質管理の強化には、引き続き不断の取組が重要であると思料されるので留意願いたい。

(7) 情報セキュリティの状況

機構における情報セキュリティに対する取組は、内部統制基本方針に基づき、情報セキュリティ対策基本方針、情報セキュリティ対策基準及び個人情報保護規程において実施されています。特に、機構が保有する情報資産には、その漏洩、改ざんまたは破壊等が発生した場合には極めて重大な結果を招くものが多数含まれていることから、十分な情報セキュリティの確保が求められています。

官民等で多発している個人情報流出事案に対して、機構として様々な対策を講ずるなど迅速な対応を確認しました。他方、標的型メール攻撃に対しては、全役職員に注意喚起するとともに標的型メールテスト等を実施し、ハード面においては不審メール及び不正通信検知装置を導入するなど、情報セキュリティ対策の強化に努めていることを確認しました。

他方、首都直下型地震の発生可能性については、予測はつかないものの、東日本大震災に続くこの度の熊本地震災害を教訓として、情報セキュリティ対策を講じる必要があります。機構において大規模災害によるシステム障害は致命傷となることから、データセンターの二重化は、是非とも実現すべき喫緊の課題と思料しますので、実現に向けた取組を期待します。

(8) 会計検査院及び財務省からの26年度指摘事項への対応

ア. 会計検査院より「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」是正改善(26年10月30日)の処置状況について。

会計検査院より、機構におけるその後の処置状況について会計実地検査があり、次の2点につき詳細な報告をしたことを確認しました。

①振込超過金の発生防止策の検討・実施、振込超過金の件数等の把握、再発防止策の実施状況の確認。

②遡って適格認定の修正を行わせる取扱いを定めるとともに、その内容を大学等及び奨学生に周知。

会計検査院の検査結果については、指摘の趣旨に沿い、機構として適切な処置を講じていたことが認められた旨の報告が経営管理会議においてあり、機構役職者間で問題の共有が図られたことを確認しました。

今後とも引き続き、大学等との連携を深め、再発防止に努めることが肝要であると思料します。

イ. 財務省理財局による21年度フォローアップ監査を受けての「財政融資資金本省資金融通先等実地監査(26年11月13日から11月27日)」を受け、財務省に報告した改善措置(27年3月31日)に関するその後の取組状況について。

理財局より、実地監査1年後の取組状況についてヒアリングがあり、次の3点につき詳細な報告をしています。

①奨学金貸与業務において、「返還誓約書」の一部未提出者の解消について。

②奨学金貸与事業に伴う種々のリスクを機構全体のリスクとして統合・管理する体制の整備について。

③延滞債権の回収促進策と並行した更なる延滞防止策について。

今後とも引き続き、指摘事項への継続的な取組に努めることが肝要であると思料します。

3. 役員の統制環境に対する認識は適当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められません。

4. 会計監査に関しては、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとしました。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、27事業年度における会計経理は適正に行われているものと認めます。

5. 事業報告書は、法令に従い、機構の 27 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、札幌、金沢、福岡、大分の国際交流会館は、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(25年12月24日閣議決定)の26年度フォローアップ結果(26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局))

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流の拠点事業の検討及び企画運営を行うため、理事長の指揮、監督のもと「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチームが設置され、都道府県教育委員会や所在地域との連携等さまざまな検討・実施がされています。東京国際交流館では、初めての試みとして国費外国人留学生歓迎会等、国際交流の拠点としての多くの事業を実施したことが認められます。そして、兵庫国際交流会館では、「大学コンソーシアムひょうご神戸」の事務所の移転・開所式が28年3月にあり、今後は、加盟校と留学生、地域が連携した活動が期待され、地域創生の中核となってゆくことが望まれます。一方、収支改善については、両館とも館費設定や貸出し方法の見直しを行うなど、引き続き収支改善に向けた努力が認められます。

国際交流会館4館については、27年度には大分国際交流会館の売却ができ、福岡国際交流会館が28年度内には売却されることとなりました。札幌と金沢の国際交流会館については、現在、地方公共団体や大学等に対し引き続き売却交渉が進められています。一方、入居率については、売却を進める間も4館全体平均で85.2%となり、前年度比では0.2%増となったことが認められます。

2. 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(25年12月24日閣議決定))

27年度は、理事長を委員長とするリスク管理委員会において、「リスク管理実施計画」が策定され、とりわけ、奨学金貸与事業に関しては、金融業務のリスクを洗い出し、評価等を行い、専門家の支援も得て、金融業務のガバナンスの高度化等に向けた対応として、「金融リスク対応計画」の実施状況報告が行われたことは評価します。引き続き、リスク管理体制の整備が着実に実施されることを期待します。

3. 給与水準の状況（独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定））

職員の給与水準に関しては、当該事業年度に公表された対国家公務員の給与水準に準拠することとしており、給与水準の適正化に努めていることを評価します。

なお、検証結果等を毎年機構ホームページに公表していることを確認しました。

4. 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（19年12月24日閣議決定））

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、27年度から、機構では「調達等合理化計画」を策定し、年度終了後に、計画の実施状況について自己評価を実施し、機構の業務方法書に記載された常設の委員会となった契約監視委員会は、「調達等合理化計画」の策定に当たっての事前点検及び年度終了後の自己評価（案）の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行っています。

従って、26年度の契約の点検については、従来通りの進め方による契約監視委員会は27年6月3日に開催され、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性のある一般競争契約等に鋭意努めたことが認められました。また、一者応札・一者応募に対する改善方策につき、その要因分析をし、当該事業年度と同案件に対する事後点検体制の整備が図られていることが確認されています。

その後、27年6月22日に開催された契約監視委員会では、機構が策定した「27年度調達等合理化計画（案）」の承認を得ています。また、26年度における「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」について、現状把握のため、個別契約内容の説明があったことを認めます。

以上

平成28年6月22日

独立行政法人 日本学生支援機構

監事 澤木公義 ㊟

監事（非常勤） 小川千恵子 ㊟